

# 改正法第1回認定自治体

改正法第1回認定した自治体(20市町村)は以下のとおり。<15計画、20市町村(11都道府県)>

|         |   |
|---------|---|
| 北海道2(2) | 南富良野町、平取町                                       |
| 青森県0(2) | <u>(五所川原市)、(つがる市)、(鱒ヶ沢町)、<br/>深浦町、(鶴田町)、中泊町</u> |
| 宮城県2(5) | <u>富谷町、大和町、大郷町、大衡村、松島町</u>                      |
| 茨城県2(2) | 桜川市、小美玉市  |
| 埼玉県1(1) | 嵐山町   |
| 東京都1(1) | 大島町   |
| 長野県3(3) | 軽井沢町、立科町、山形村                                    |
| 静岡県1(1) | 長泉町   |
| 岐阜県1(1) | 七宗町   |
| 奈良県1(1) | 安堵町   |
| 沖縄県1(1) | 豊見城市  |

- \* 上記に加えて計画変更申請自治体が203件。
- \* 第1回～第13回認定申請と合わせて1,240件(47都道府県1,393市区町村)
- \* 栃木県、群馬県、福井県、山梨県、三重県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、福岡県、長崎県、大分県についてはすべての市町村で認定。
- \* 都道府県の後ろの数字は、計画数(市区町村数)となっている。
- \* 下線は共同申請の自治体。括弧書き自治体は既に認定を受けており、計画変更により共同して実施する市区町村が追加され、自治体が連携して改正法第1回認定をうけたもの
- \* 括弧書きの自治体は改正法第1回以前に認定済みの自治体
- \* 平成30年3月31日で6自治体が計画期間満了につき認定取り消し
- \* 軽井沢町、安堵町については平成30年3月31日で計画を終了したが、今回再び認定された。